○九州地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
飯塚市伊須字日渡一二四番六から同市横田字火渡八四五番六まで	前	一一・三〇～三四・〇〇メートル
	後	一一・三〇～四〇・五〇　〇〇・一四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	飯塚市伊岐須字日渡一二四番六から同市横田字火渡八四五番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月一日

○九州地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
垂水市二川字宮下七四三番一一から同市二川字川尻九四八番一まで	前	A　一三・四七～一六・七二　〇・一五二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一三・四七～一六・七二　〇〇・一五二 B　一〇・七二～三七・二一　〇〇・一八四	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市二川字宮下七四三番一一から同市二川字川尻九四八番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月一日

○北海道開発局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道島牧郡島牧村字港五七番一から同村字港六八番一まで	前	一五・〇〇～一七・〇〇メートル
	後	一五・〇〇～一九・八〇　〇〇・〇三二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道空知郡上富良野町二一九五番二から同町三〇八〇番六地先まで	前	二一・九四～四三・七四メートル
	後	二一・九八～六八・五七　一・二八三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道紋別郡湧別町信部内五四番から同町信部内五五番まで	前	二六・〇〇～五五・一二メートル
	後	四一・六五～五六・七五　〇〇・〇二四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

北海道開発局長　本田　幸一